



2024年11月11日

各位

会社名 ミガロホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中西 聖  
(コード番号：5535、東証プライム)  
問合せ先 取締役 CFO 岩瀬 晃二  
(TEL. 03-6302-3627)

### (開示事項の経過)

## 流通株式比率向上のための代表取締役社長の株式売却方針に関するお知らせ

当社は、2024年11月7日付「流通株式比率向上のための代表取締役社長の株式売却方針に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、流通株式比率向上のため、当社の代表取締役社長中西聖個人保有分743,600株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対して5.09%）を限度に売却する方針をお知らせいたしました。

当該方針を公表後、なぜ約2か月という短期間で5%もの株式を売却するのか、というたくさんのご意見を頂きました。これを受け、代表取締役社長中西聖より、当該方針の説明が不足していたことで多くの投資家の方々に短期間で約5%の株式を売却し切るという誤解を与えてしまったことを申し訳なく思っているとともに、多くの投資家の方よりご意見いただいたことに感謝申し上げ、下記の売却方針の詳細説明を申し上げたい意向が出されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本売却の株式数について

当社の2024年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりとなっており、流通株式時価総額の1項目のみにおいて、基準を充たしておりません。

※1		株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)	1日平均 売買代金 (億円)
当社の 適合状況 及び その推移	2023年10月2日 時点	5,395	28,048	34	38.3	0.27
	2024年3月31日 時点	4,133	27,591	44	37.6	0.37 ※2
上場維持基準		800	20,000	100	35	0.2
計画期間				2027年 3月末		

※1 当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものであります。

※2 2024年3月31日時点の「1日平均売買代金（億円）」は、当社がプロパティエージェント株式会社の単独株式移転により設立し新規上場した2023年10月2日～2023年12月31日における東京証券取引所の売買立会の売買代金合計を当該期間の合計日数（休業日を除く）で除して算出したものであり、当期においては審査対象外となっております。

流通株式時価総額は、時価総額と流通株式比率で構成されております。2024年3月31日時点の流通株式比率を用いて流通株式時価総額を計算すると、株価1,600円で約88億円、株価1,800円で約100億円となります。足許では、株価が1,600円から1,800円程度の範囲にて推移しており、1日の需給による株価変動にて、流通株式時価総額100億円の基準上を前後している状況となっております。2024年6月頃の株価水準のときには、今回の対策を想定しておりませんでした。足許の株価水準においては、プライム市場の上場維持基準適合に十分な状態を整えるために、流通株式時価総額に対する対策が必要であると判断いたしました。

この判断のもと、プライム市場の上場維持基準適合に十分な状態を整えることと、株価の需給の調整として大きな影響を与えない範囲で売却上限数を設定することの折衷点として、約5%の売却限度とすることといたしました。これにより、同様の前提で仮に約5%の売却が実施された場合の流通株式時価総額を計算すると株価1,600円で約100億円となりますが、当社といたしましては、以前の株価2,500円の水準はもとより、それ以上に株価を高め、時価総額の増大を目指してまいる所存です。

## 2. 本売却の方法及び期間について

本売却は、以下の制限のもと実行することを想定しております。

- ・VWAPに基づく売却価格設定
- ・売却最低価格の設定（一定の株価を下回る場合には、売却取引が行われない）
- ・1日当たり取引量の設定（出来高を勘案し株価に影響を与えない取引量にて実行される）

※VWAP（売買高加重平均価格、Volume Weighted Average Price）とは、当日の東京証券取引所のオークション市場で成立した価格を価格毎の売買高で加重平均した価格をいいます。売買高加重平均価格は、より取引実態に近い平均的な約定値段として、主に機関投資家の執行価格の目標値として用いられています。

上記制限があるため、需給が大きければ売却し、需給が小さければ売却しないという前提となり、2024年12月末までに株式を売却し切るということにはなりません。2024年12月末と設定したのは、直近1年の出来高動向を勘案すると、上限としての個人保有分743,600株は売却可能性として否定できるものではないこと、また、「3.プライム市場の上場維持基準適合審査時期について」に記載の通り、本売却が審査時期に影響しないために設定した時期となります。当該説明が不足したことにより、投資家の皆様に誤解を与えることとなり、申し訳ございませんでした。

## 3. プライム市場の上場維持基準適合審査時期について

プライム市場への適合状況の審査は、毎年事業年度の末日にて実施されます。当社が適合していない流通株式時価総額は、時価総額つまりは発行済み株式数と株価、及び、流通株式比率で計算され、発行済み株式数及び流通株式比率は事業年度末日（3月31日）の数値、株価は事業年度末以前3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値がそれぞれ用いられ

ます。

(上場維持基準の詳細：<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/continue/details/02.html>)

また、当社は 2027 年 3 月末をプライム市場の上場維持基準適合計画期間としておりますが、2025 年 3 月末をもってプライム市場の上場維持基準適合にむけた経過措置期間が終了し、その後、改善期間に入り、2026 年 3 月末をもって上場維持基準に適合しない場合、適合するまで「監理銘柄」として扱われることとなります。

(改善期間：<https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/improvement-period/index.html>)

投資家の皆様からは、流通株式時価総額を増やす方法として、流通株式を増やすことではなく株価上昇を目指すことが重要であるというご意見も頂きましたが、日本取引所グループより今後の TOPIX 構成銘柄の基準として流通株式時価総額を重視する旨の方針が出されており、TOPIX 構成銘柄に留まる点からも、流通株式を増やすことを先行して行うことが、今後の株価上昇のための良策にもなると考えております。

当社といたしましては、多くの投資家の皆様からご支援賜りたく、いち早くプライム市場の上場維持基準に適合することを目指している次第であります。

以上